

平成29年第2回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

平成29年6月14日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第2回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成29年6月14日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成29年6月14日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成29年6月14日 13時40分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	参 与 副 町 長	青柳良明	○	人事啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	地方創生 担当参事 兼 保 健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	企画観光 課 長	小林慶純	○	税住民課長	由本好史	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	局長補佐	藤田利則	○	
会 議 録 署名議員	5 番	大 倉 博		6 番	坂 本 英 人		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成29年第2回笠置町議会会議録

平成29年6月14日～平成29年6月21日 会期8日間

議 事 日 程 (第1号)

平成29年6月14日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 平成28年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件
- 第5 報告第2号 平成28年度笠置町継続費繰越計算書の件
- 第6 承認第3号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第8号)に伴う専決処分の承認を
求める件
- 第7 承認第4号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第8 承認第5号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第9 同意第1号 笠置町副町長の選任につき同意を求める件
- 第10 同意第2号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第11 同意第3号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 同意第4号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第13 同意第5号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第14 同意第6号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第15 同意第7号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第16 同意第8号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第17 同意第9号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第18 同意第10号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第19 同意第11号 笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第20 議案第20号 笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 第21 議案第21号 笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第22 議案第22号 笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第23 議案第23号 平成29年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

6月に入り、先週から梅雨入りとなりました。ことしは、関西方面では気温が高く、降水量も多い予報が出されています。災害が起きないことをお祈りいたします。

本日、ここに平成29年第2回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成29年6月第2回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により5番議員、大倉博君及び6番議員、坂本英人君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より6月21日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から6月21日までの8日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る5月26日、山城地区議長連絡協議会、役員会及び定例会が、南山城村やまなみホールにて開催、出席いたしました。役員会では、平成29年度及び30年度の監事をさせていただくことになりました。定例会では、平成29年度事業計画及び予算等について審議いたしました。

5月31日、全国町村議会議長会主催の平成29年度町村議会議長研修会が東京都で開催され、出席をいたしました。「これからの町村議会を考える」というテーマのもと、「大震災における自治体と議会の使命」についての講演などが行われました。

以上、議会報告といたします。

なお、議会運営上、議会運営につきまして、今定例会におきまして、不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

近畿地方は、既に梅雨入りとなりましたが、安定したよい天気が続いております。皆様におかれましては、体調管理に十分御留意いただきたく存じます。一方、これから台風や洪水のシーズンを迎えますが、被害のないことを願っております。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、定住自立圏について報告させていただきます。昨年10月に伊賀市と伊賀・山城南定住自立圏の形成に関する協定を締結し、懇談会での協議やパブリックコメントの実施、担当課長による部会での打ち合わせなどを経て、6月16日に共生ビジョンが策定されることとなりました。6月21日に予定いただいております全員協議会において御提示させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、地方創生について報告させていただきます。平成28年度において、加速化交付金事業及び推進交付金事業関連事業として、過疎地域等自立活性化推進事業を実施いたしました。古民家改修によるサテライトオフィスの整備やお試し住宅の整備、JR笠置駅の改修などのハード整備事業、まちづくり会社の設立や特産品の開発などのソフト事業を実施いたしました。特に、住民の多くの方の御参加を得て撮影を行いました映画「笠置ROCK!」は、3月26日の住民上映会を経て、6月17日から1週間、高の原イオンにおいて一般公開されます。2020年の東京オリンピックで競技として実施されるボルダリングを題材としたタイムリーなこの映画により、笠置をより広くPRできることを願っております。

また、3月議会におきまして補正予算に計上させていただきました地方創生拠点整備交付金にかかわる事業費2億6,382万2,000円は、全額繰り越しさせていただき、年度末の完成を目指し、事業を進めております。

昨年4月1日に町長に就任いたしました1年が経過いたしました。多くの事業が計画されており、さらに気持ちを引き締め、町政の運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様、住民の皆様に御協力いただきたく、よろしくお願いたします。

今回、本定例会に御提案申し上げる案件は、報告2件、専決処分にかかわる承認3件、同意案件が11件、議事案件は補正予算1件を含む4件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、報告第1号、平成28年度笠置町繰越明許費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第1号、平成28年度笠置町繰越明許費繰越計算書につきまして、説明させていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりまして、繰り越しをしたものについて報告するものであります。

繰り越し事業の内容としましては、3月補正で計上いたしました地方創生拠点整備交付金事業の3件、2億6,382万2,000円、社会資本整備総合交付金にかかわる橋梁補修事業など4件、1,163万円など10件の事業で総額2億8,027万1,000円となっております。よろしくお願をいたします。

議長（杉岡義信君） これで行政報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、報告第2号、平成28年度笠置町継続費繰越計算書の件について、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 報告第2号、平成28年度笠置町継続費繰越計算書につきまして、説明させていただきます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定によりまして、報告するものでございます。

内容としましては、平成28年度からの継続事業である笠置町介護保険計画策定業務にかかわる残額200円となっております。よろしくお願をいたします。

議長（杉岡義信君） これで行政報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第6、承認第3号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第8号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第3号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

平成28年度の交付税や交付金、府補助金の増額により、歳入剰余金が見込まれましたので、増額となった分を減債基金として積み立てるため、3月31日付で専決したものでございます。歳入歳出それぞれ7,000万円を増額し、歳入歳出総額は17億7,698万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第3号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求める件につきまして、議案の説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきますのは、歳入歳出それぞれ7,000万円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を17億7,698万円とするものとなっております。

それでは、7ページをお願いいたします。

まず、歳入について説明させていただきます。

4款配当割交付金53万1,000円、5款株式等譲渡所得割交付金30万8,000円、6款地方消費税交付金17万円、9款地方特例交付金1万2,000円、地方交付税6,578万7,000円、次のページになりまして、14款府支出金319万2,000円、それぞれ増額いたしまして総計を7,000万といたしております。これは、当初予算の計上の際には、前年度並み、もしくは前年度の約8割、9割で予算計上しておりましたが、交付額が確定されましたので、増額となったものを補正計上させていただいております。

続いて、9ページ、歳出で、その増額となりました7,000万円を財源にいたしまして、総務管理費で積立金といたしまして減債基金積立金に7,000万を計上いたしております。企画費につきましては、一般財源としておりましたものに府支出金が充当されましたので、その分を財源の組み替えとしておるものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回までですので、申し添えます。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第3号、平成28年度笠置町一般会計補正予算(第8号)に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。

したがって、承認第3号、平成28年度笠置町一般会計補正予算(第8号)に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長(杉岡義信君) 日程第7、承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 承認第4号、笠置町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方税及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行されることとされたことに伴い、笠置町税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(由本好史君) おはようございます。

それでは、承認第4号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につき

まして、説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出、笠置町長、西村典夫。

笠置町税条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます、説明にかえさせていただきます。文言の修正等の説明は省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

なお、笠置町例規集につきましては、加除に時間を要するため、最新の加除が行われておりません。お手持ちの笠置町例規集は最新のものになっておりませんので、御了承をお願いいたします。

また、議案書ですね。印刷等のふぐあいによりまして、改正文の文字が欠けている部分がございますので、おわびを申し上げます。1ページの上から4行目、特定配当等申告書の文字でございます。よろしくをお願いいたします。

改正理由といたしまして、先ほどの提案理由にありまして、地方税法等及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成29年3月31日に公布をされ、同4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、10ページをごらんいただきたいと思っております。

第33条、法律改正にあわせての改正でございます。

特定配当等及び特定株式等譲与所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化されております。

次に、11ページ、第34条の9、第33条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、12ページ、第48条、法律改正にあわせての改正でございます、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

次に、14ページ、第50条、法律改正にあわせての改正でございます、この条も延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備でございます。

次に、16ページ、第61条、法規定の新設及び法律改正にあわせての改正でございます。震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例

について規定をしております。第61条の2、法律改正にあわせての新設をしております。

次に、17ページ、第63条の2、法律改正にあわせて改正をしております。居住用超高層建築物に係る税額の案分方法につきまして、現行の区分所有に係る家屋と同様に、区分所有者全員の協議によりまして、補正方法の申し出について規定をしているものでございます。

次に、第63条の3、法律改正にあわせての改正でございまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後、4年度分に限り、所有者の申し出によりまして、従前の共有土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするため、規定の整備をされているものでございます。

次に、19ページ、第74条の2、法律改正にあわせての改正をしております。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分に限り特例を適用するという常設規定でございます。

次に、20ページ、附則第5条、法律改正にあわせての改正でございます。控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備でございまして、平成31年度以降の各年度分の個人の市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うこととされております。今回の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによりまして、平成31年度以降の個人住民税の減収分につきましては、全額国費で補填をされるということになっております。

次に、附則第8条、法律改正にあわせての改正でございます。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、適用期間を3年間延長するというものでございます。

次に、21ページ、附則第10条、法律改正にあわせての改正でございます。

次に、附則第10条の2、法律改正にあわせての改正及び新設でございます。

次に、22ページ、附則第10条の3、法律改正の新設にあわせて新設及び改正を行っております。耐震改修が行われました認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申請書について規定をしております。

次に、25ページ、26ページをお願いいたします。

附則第16条、法律改正にあわせての改正でございます。軽自動車税のクリーン化特例について、適用期間を2年延長するものでございます。

次に、27ページ、附則第16条の2、法律改正の新設にあわせて新設をしております。軽自動車税の賦課徴収の特例についてを規定しております。

次に、28ページ、附則第16条の3、法律改正にあわせての改正でございます。特定配当等に係る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、

町長が課税方式を決定できることを明確化しております。

次に、29ページ、附則第17条の2、法律改正にあわせての改正でございます。優良住宅の造成等のため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年間延長するものでございます。

次に、30ページ、附則第20条の2、法律改正にあわせての改正でございます。特例適用配当等に係る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できるということを明確にしておるものでございます。

次に、31ページ、附則第20条の3、第4項、法律改正にあわせての改正でございます。条約適用配当等に係る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できるということを明確にしたものでございます。

附則第20条の3、第6項、法律改正にあわせての改正でございます。先ほどの第4項の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、33ページ、附則第6条、規定の整備でございまして、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

次に、35ページ、第2条、規定の整備でございまして、附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

改正条例の施行につきましては平成29年4月1日でございます。附則第5条第1項の改正規定及び附則第2条第2項の規定につきましては平成31年1月1日、附則第5条の規定につきましては平成31年10月1日でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

説明のところで、ちょっとお聞きします。

21ページのところに、変更になっております第10条の2の第11項、これは改正前なんです。第15条第36項に規定するということになって、その割合が3分の2となっておりますが、改定のほうでは第15条第44項では2分の1ということになって、同じ条文ですけれども、これはどういうことか説明願いたいのと、第10条の2の11、この第15条第40項に対する4分の3は削除されたのか、ちょっと説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、第10条の2の第11と第12につきましては削除されております。それで、左側の11の部分につきましては、新たに設けられたものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第4号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第5号、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方税及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成29年4月1日から施行されることとされたことに伴い、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 失礼をいたします。

それでは、承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたいので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出、笠置町長、西村典夫。

笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

改正理由といたしましては、先ほど町長が申し上げた提案理由のとおりでございまして、改正の概要につきましては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、引き上げを実施されているというものでございまして、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第23条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改めるというものでございまして、附則といたしまして、施行期日、この条例は平成29年4月1日から施行する。適用区分、この条例による改正後の笠置町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第5号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、同意第1号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、青柳良明君の退場を求めます。

（青柳良明君退場）

議長（杉岡義信君） 提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 同意第1号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

平成25年1月から不在となっておりました副町長に、現参与である青柳良明氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は同意いただいた日から4年間でございます。御同意いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

同意第1号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件について、説明させていただきます。この説明は、議案書の朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

笠置町副町長の選任につき同意を求める件。

笠置町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月14日提出、笠置町長、西村典夫。

住所、京都市伏見区竹田七瀬川町310。氏名、青柳良明。生年月日、昭和30年6月30日生まれです。よろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

青柳参与は、3月議会でも私は、参与でなく本来4月から当初から副町長としてお迎えされてはいかがと意見を申しました。なぜ、今、この2カ月半余りで、今回、副町長の選任に同意提出されるのか、なぜこの時期なのか、全くわかりません。私は、10月か、遅くとも来年の4月ごろかなとは思っていましたが、せつかく参与がある程度落ちついて、挨拶回りもあっちこっち行かれて終わって、これが同意になれば、また挨拶回りにも行かれるという、何か二度手間というか、そういう形になるんですけれども、なぜこういったことに

なるんですか。

そして、地方自治法の第167条の副市町村長の職務というのは、やはり笠置町の参与の設置に関する条例第3条の職務とは全然違うんですよ、趣が。先ほど町長も任期は4年とおっしゃいましたけれども、これは町長が解任を途中ですることもできます。参与の場合は、1年以内で、再任は妨げないと。身分が不安定なんです。だから、2カ月余りやのに何で4月当初に副町長として提案されなかったのか不思議なんですよ。どうぞ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は、副町長というポストは、やはり笠置町が今持っている課題など問題点を把握していただき、また、笠置町の団体や個人の方とも、それなりのつながりを持っていただいております。そういうことも私はしようかと考えておりました。青柳参与におかれましては、来ていただいた初日から全力で課題に取り組んでいただき、停滞していた事業も前に進めていただきました。町民の方々とのおつながりも、深いつながりを持っておられ、私が懸念しておったことも払拭されており、今回、副町長になっていただく人事案を提出させていただきました。

今後は、さらに副町長とされて、地方創生や定住自立圏、まちづくり会社やいこいの館などに力を尽くしていただきたく、そういうふうを考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この2カ月余り前に、3月のときに、そういったことをおっしゃっていただければ、副町長を皆さん方は賛成されたと思うんです。本当に今の説明で、2カ月余りで急に変わるということは、私にはわかりません。私は、もともと副町長に来ていただくというのは賛成なんですけれども、以前からもそういうふうには言っております。以前の議会から、京都府のOBとか、京都府の現職の方を副町長にできたらと、前の町長にも言っていました。だから、なぜ、この2カ月余りで急にころっと変わるのか、その辺がよくわからないんですよ。町民も納得というか、今の説明では何かちょっと。それやったらもう当初からやったらよかったのと違いますかなという気がします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、答弁させていただきましたように、私は、副町長というポストにつきましては、そういうふうな姿を希望しておりました。でも、そういうことも完全に払拭されていたということで、今回提案させていただきました。それと、やはり京都府のほ

うからも、笠置町はほかの町村に比べて副町長というポストがないので、できるだけ早く、ほかの町村とも足並みをそろえるような体制をつくり上げたほうが良いというふうな提言をいただきました。

それに、また、大倉議員が先ほどおっしゃいましたように、参与と副町長という立場は違います。笠置は、本当に今、大きなところに来ていると、私は思っております。大きな課題をたくさん抱えております。そういう意味におきまして、参与でなく副町長という立場に立っていただいて、こういう立場で笠置町の大きな課題をクリアしていただきたい。そのような思いで今回提出をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今のは、先ほどと堂々めぐりになる。3点目なので、もうこれで質問を終わりますけれども、答えにはなっていないんですよ。だから、当初からなぜ副町長にされなかったかという答えがないんですよ。参与を2カ月余りで副町長にするって、参与にも失礼に当たるんです。私はそう思うんですよ。皆さん方はどう思われるかわかりません、町民もどう思われるかわかりませんが、私としては、なぜ参与を2カ月余りで、今、副町長なのか。当初から何で副町長としてやられないのか。それは参与に対する失礼にも当たると、せっかく来ていただいているのにね、そういうふうに私は思います。もし答弁いただけるなら、なければ結構ですけれども、それで結構です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私も大倉議員の意見と同様であります。なぜ2カ月たった今、副町長にする必要があるのか。その理由の説明が、今、答弁にはなかったと思います。

1つ例を挙げてみますと、定住自立圏の協議会のメンバーは、以前は笠置からは町長と、それから前田中参与。これが協議会のメンバーとして行っておられました。ところが、今の参与は定住自立圏の協議会には入られているんですか。その辺はどうなっているんですか、今は。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西岡議員の御質問です。

前田中参与がやめられた後、10月から3月末まで私のほうが就任させていただいておりましたが、参与の就任と同時に定住自立圏のほうの委員としても青柳参与に就任させていただいて

おります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

青柳参与に確認したら、定住自立圏のほうは全然タッチしていないということを聞いておりますよ。これはどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

4 月以降、定住自立圏の参与が行っていただく会議自体はありませんが、委員としての交代は、事務局側としては企画観光課のほうで向こうの伊賀市と調整は済んでおります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 会議には出席していないけれども、メンバーはかえているということですか。それは、本人にほんなら通知しているんですか。どうなっているんですか、その辺は。これは、今回、何のために副町長に提案されているのか。私が思うのは、多分、やはりそういう東部連合の参与会にしてもそうですね。副町長として笠置町を代表していくのと、参与として行くのと、先ほど大倉議員も言うたように、大分責任感というか、そういうものも違って来るわけですよ。そやから、そういうことで、今回、副町長にしたいという理由やと、私は自分でそう思っておるんですけれども、その辺の説明がないから、私はこういう質問をしておるんですよ。

だから、後で参与に確認してくれたらいいけれども、一応、私が事前に聞いておったのは、定住自立圏には全然タッチしていないような答弁でしたから、ここで言うておきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 7 番、松本です。

今、大倉議員、また西岡議員とか、いろいろ質問が出ているんですが、町長にちょっとお聞きします。前町長のとき、副町長の同意案件が出されました。そのとき、西村町長が議員の時代、副町長選任に関しては反対されたと耳にしています。私は、副町長選任に反対ではありません。大賛成ですが、笠置町のような小さなところでの行政運営に当たっては、過去の件についても町長の細かい配慮が必要ではないですか。そこで、西村町長個人としての見解をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私が議員時代に副町長の人事案件を議題として提出されたことはございません。だから、副町長に同意したか、しないかについては、採決に加わっていない、それが事実でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、前回の副町長同意提案のときに西村議員は議員として出ていなかったということですか。ちょっと回答を今はっきりと簡単をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私の記憶では、その人事案件について、上程される予定になっておりましたが、直前にその人事案件を取り下げられた。そういう経過であったと私は記憶しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。坂本君、反対か、賛成か。

6番（坂本英人君） 賛成です。

議長（杉岡義信君） 反対の討論はないですね。

賛成者の討論の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

同意を出すタイミングの疑義はあるかと思いますが、行政執行部に新しい風が入ったのは確かであります。参与が来られてから役場の雰囲気は明るくなったように、私には思います。

これから、若い職員の教育も含め、副町長になられれば、また発言が重くなり、職員たちの規律も正せることでしょう。私が思いますに、青柳副町長が誕生したならば、また新しい風が笠置を明るい方向へ導いてくれるのではないかと思います。よって、私は、この同意に賛成したいと思います。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。同意第1号、笠置町副町長の選任につき同意を求める件は、同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、笠置町副町長の選任につき同意を求める件は、同意することに決定しました。

青柳良明君の入場を求めます。

（青柳良明君入場）

議長（杉岡義信君） 青柳良明君に申し上げます。

笠置町副町長の選任の件は、同意されました。

席をおかわりください。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時40分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第10、同意第2号から日程第17、同意第9号までの笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 同意第2号から同意第9号まで同一の内容のため、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件について、一括して提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから公募を行い議会の同意を得て任命する方法に変わりました。今回、笠置町農業委員会委員の任期満了に伴い、その委員の任命に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は平成29年7月20日から3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

同意第2号から同意第9号まで同一の内容でありますので、一括して説明させていただきます。

なお、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、同法第8条第6項により、委員の任命に当たっては、利害関係を有しない中立委員を含めることとされたところでございます。

それでは、同意の説明は全て朗読をもって説明させていただきます。

同意第2号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月14日提出、笠置町長、西村典夫。

記。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

笠置町大字笠置小字隅田6番地、谷川優、昭和22年1月9日生まれ。

同意第3号、笠置町大字笠置小字橋本5番地、谷川周平、昭和24年4月28日生まれ。

同意第4号、笠置町大字飛鳥路小字木ノ下42番地、巽秀男、昭和23年12月26日生まれ。

同意第5号、笠置町大字有市小字根台64番地、植田克巳、昭和23年1月19日生まれ。

同意第6号、笠置町大字有市小字羽根田43番地、有田康善、昭和25年8月26日生まれ。

同意第7号、笠置町大字切山小字草畑14番地、川北隆一郎、昭和11年1月2日生まれ。

同意第8号、笠置町大字有市小字正司31番地、田中豊次、昭和20年9月11日生まれ。

同意第9号、笠置町大字笠置小字八ヶ坪22番地の2、仲北達夫、昭和23年10月27日生まれ。

これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

採決は1件ずつ行います。

まず、谷川優君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、谷川優君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、谷川周平君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、谷川周平君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、巽秀男君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、巽秀男君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、植田克巳君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、植田克巳君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、有田康善君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、有田康善君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、川北隆一郎君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、川北隆一郎君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、田中豊次君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、田中豊次君の笠置町農業委員会委員の任命同意は、同意することに決定しました。

次に、仲北達夫君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、仲北達夫君の笠置町農業委員会委員の任命

同意は、同意することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第18、同意第10号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を
求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、西岡良祐君の退場を求めます。

（西岡良祐君退場）

議長（杉岡義信君） 提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 同意第10号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件につ
いて、提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づく
ものから公募を行い議会の同意を得て任命する方法に変わりました。今回、笠置町農業委員
会委員の任期満了に伴い、その委員の任命に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は平成29年7月20日から3カ年でございます。よろしく御審議賜り
ますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） それでは、同意第10号の説明は朗読をもって説明させてい
ただきます。

同意第10号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和
26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月14日提出、笠置町長、西村典夫。

記。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

笠置町大字笠置小字西通91番地、西岡良祐、昭和19年1月22日生まれ。以上で説明
を終わります。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思えます。御異議ありませ
んか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。西岡良祐君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、西岡良祐君の笠置町農業委員会委員の選任同意に同意することに決定しました。

西岡良祐君の入場を認めます。

(西岡良祐君入場)

議長(杉岡義信君) 西岡良祐君に申し上げます。笠置町農業委員会委員の任命の件は、原案のとおり同意されました。

議長(杉岡義信君) 日程第19、同意第11号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、田中良三君の退場を求めます。

(田中良三君退場)

議長(杉岡義信君) 提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 同意第11号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから公募を行い議会の同意を得て任命する方法に変わりました。今回、笠置町農業委員会委員の任期満了に伴い、その委員の任命に当たり、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は平成29年7月20日から3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(石川久仁洋君) それでは、同意第11号の説明は朗読をもって説明させていただきます。

同意第11号、笠置町農業委員会委員の任命につき同意を求める件。

下記の者を笠置町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成29年6月14日提出、笠置町長、西村典夫。

記。

住所、氏名、生年月日の順に申し上げます。

笠置町大字有市小字西ノ前1番地、田中良三、昭和28年2月14日生まれ。以上で説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。田中良三君を笠置町農業委員会委員の任命に同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、田中良三君の笠置町農業委員会委員の選任同意に同意することに決定しました。

田中良三君の入場を認めます。

（田中良三君入場）

議長（杉岡義信君） 田中良三君に申し上げます。笠置町農業委員会委員の任命の件は、原案のとおり同意されました。

議長（杉岡義信君） 日程第20、議案第20号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第20号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

国の育児休業法が平成29年4月に改正されたことに伴い、笠置町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日からとなります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第20号、笠置町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件について、

説明させていただきます。

先ほど町長からもありましたように、国における育児休業法等の改正が29年4月に行われました。国における育児休業法においては、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているにもかかわらず、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童がいる場合については、運用によりまして、育児休業及び育児短時間勤務の対象としておりました。笠置町においても、同様の措置をとっておりましたが、今回、育児休業法にこれが明文化されましたので、町の育児休業に関する条例も改正を行っております。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

第2条の2においては、国の条項の児童福祉法等の条項番号の整理によるものでございます。

第3条、ここに先ほど申しました待機児童の文面が明文化されて記載となっております。

裏面にいきまして、第4条、こちらについても、育児休業の期間の延長ができる場合の待機児童のところを明文化されております。

第10条におきましても、育児短時間勤務の対象を明文化されているものでございます。

町においては、この施行日は公布の日からとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第20号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第20号、笠置町職員の育児休業等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第21、議案第21号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第21号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）の施行されたことにより、主任介護支援専門員の定義が明確化されたことによるものでございます。

本町におきましても、本条例で同様の定義をしておりますので、今回、改正するものでございます。施行日は公布の日としております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第21号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

内容は、提案理由でもございましたように省令の一部改正によるものでございまして、本年3月31日に施行され、同日公布されたものによるものでございます。

説明は2ページ、新旧対照表のほうで御説明申し上げます。

まず、第1条でございしますが、これは根拠法の改正によりまして項の改正をしております。町が定める根拠というふうなことに、この条項はなっております。

それから、第4条の中身を改正しておりまして、現行のほうでは、現に主任介護支援専門員の定義が不明確であったというふうなところがございまして、介護支援専門員で主任介護支援専門員研修は5年以内に受ける定義がされておりましたが、現に5年を超えた者の取り扱いが不明確であったことから、文言を修正したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっと今の改正後についての文面で説明をお願いしたいと思います。

これは解釈の仕方なんですけど、第4条第1項のウなんですけれども、ここの主任介護支援専門員「介護支援専門員であって、」という文字が追加されたということになっております。これは考え方の相違なんですけど、主任介護支援専門員は介護支援専門員でなくてもなれるんですか、この解釈では。その方法は、どのような方法でできるのか、ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えいたします。

介護支援専門員というのは、資格を取っていただくもので、さらに主任介護支援専門員研修というのを受けて、初めて主任介護支援専門員という立場になれるものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

ちょっとわかったような、わからないような返答なんですけれども、私の解釈の仕方なんですけど、これは言いますと介護支援専門員は研修を受けて主任介護支援専門員になるわけですね。そうしたら、この文面はなぜ入ってくるんですか。なかっても普通は、これからいうと「介護支援専門員であって」ということになって、それを研修が受けて主任介護に専門員なる、「主任」がつくわけですね。

この文面が入るということは、介護支援専門員でなくても何らか研修を受ければ主任がもらえるということですか。ちょっと説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。主任介護支援専門員は、介護支援専門員でないと研修を受けられないことになっていまして、あえてここで明文化されているのは、今まで定義づけが不明確であったことから、文言を整理されたものと解釈しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第21号、笠置町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第21号、笠置町包括的支援事業の実

施に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第22、議案第22号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第22号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

12月議会において、設置管理条例を可決いただいておりますが、新たに2施設の整備を終了しましたので、今回、新たに2つの施設を追加するものでございます。

また、あわせて各施設の利用料も規定させていただきました。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） それでは、議案第22号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件につきまして、御説明させていただきます。

まず、説明させていただきます前に、既にお渡しいたしました議案の内容に誤字等が散見されまして間際の差しかえになりましたことをこの場をおかりしましておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、御説明させていただきます。

昨年12月議会におきまして、東部区内に設置いたしましたサテライトオフィスの設置条例を可決していただきましたが、それ以降に新たに京都府事業の補助金を活用しまして南部区の空き家を改修しまして、町内外の方々が集える交流拠点、そして移住に関する相談機能を兼ね備えました施設としまして、笠置町移住・定住促進プラザを設置いたしました。

また、平成28年度地方創生加速化交付金事業を活用しまして南部区内の空き家を改修しまして、一定期間笠置町での就業及び生活を体験できるための施設としまして、笠置町お試し交流スペースを設置いたしました。

今後、これら3施設が交流人口をふやしながら笠置町への定住につなげていくために、一体的にワンストップの方式によりまして、移住・定住につながる施設としまして設置させていただきますので、施設の設置及び管理に関する条例を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

今回、新たに2つの施設を追加することによりまして、現行の第2条、「位置」を「位置及び名称」に改め、それぞれ3施設の名称及び設置の位置を追加させていただきました。

第3条「本施設」という表現は1施設のみを限定する表記でございますので、今回「施設」に変更しております。また、笠置町お試し交流スペースを新たに整備したため、第6号に新たな事業としまして「一定期間、町での就業及び生活を体験できる機会を提供できること」を追加しております。

続きまして、第4条「この施設」という表現は「施設」に変更しております。

同じく、以下、第5条第1号、第2号の「本施設」は「施設」の表記に変更しております。

第6条第1項中「本施設」は「施設」に変更し、2項中「町長が定める額」を各3施設ごとに施設の利用料金を設定しましたので、「町長が定める額（別表1～別表3）」に変更しております。

第7条、使用の制限は「町長が使用を制限することができる」に変更しております。

別表におきましては、それぞれ3施設ごとの利用料金を規定させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

この条例改正について、説明をしてもらったんですが、再度お聞きします。

一応ここに新たな各施設の料金が記入されておりますが、これは原価計算がなされて出されたものですか。

また、それと同時に、6ページの改正後、現行という形に入っているんですが、朝から課長から新しく資料を受け取ったんですけれども、この中で、サテライトオフィスの表示ですね。現行ですと「1ヶ月」という「ケ」が入っているんですけれども、今回は入っていないんです。これは1月と読めるんですけれども、こういう点はどうなんですか。修正されて提出された書類なんですけれども、そういう点はどういうぐあいに検視されて提出されたのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、施設利用料金の原価計算の件につきましてですが、この利用料金につきましては、笠置町と同じような場所で行っておりますサテライトオフィス事業などを参考にさせていただきながら、この金額を算出させていただきました。

続きまして、2点目、料金形態の表記の方法、現行は「1ヶ月」、今回は「1月」という表現でございますが、現在の国・府などの条文を見ますと、現行、改正後いたしました「1月」という表現になっておりますので、今回、この部分の表記も改めさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） この単価について、一応参考にされたということなんですが、私は原価計算をされて算出されたのかということを知りたいんです。だから、今、この建物、5年、10年は大丈夫だと思うんですが、あと、それ以後は修理代とか、また、それに対する壊し代とか、いろいろ出てくると思うんです。そういうことを加味されて算出された原価かどうか聞いているので、よその近辺の単価を知っているわけじゃないんです。行政として、この単価が正しいという裏づけがあるかどうかということを知っているの、その点をお答えください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 松本議員の単価に関する原価の計算ということでございます。基本的に公共施設という位置づけでございますので、使用料によって建設費を回収するというような計算には至っておりません。したがって、この原価に関しましては、先ほど企画観光課長が申しあげましたように、近傍の類似の施設の金額を参考にさせていただいたというのが、単価計算の根拠でございます。

ただ、本来、施設を建設するコストを使用料で回収するというのが、一般民間施設の常と申しますか、常識でございますが、公共施設の場合には、そういうような形での使用料での回収ということがなされておられません。笠置町のような場所で、例えばオフィスを構えていくというときには、ある程度、誘導的な施策として金額を考えていかなければならないという事情がございまして、近傍の施設との競争関係もございまして、一定の金額を参考にさせていただきまして、このような金額を設定させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

もう一度お聞きします。現行と改正後の6ページの表の評価なんですけれども、「事務室（コワーキング）」は改正後のどこに入るのか。

それで、これは改正ですのでいいんですが、前の単価、事務室「1日/人」と入っているんですけれども、これが1,000円、その次に、前は備考として「9時～17時まで」と

いう欄が入っているんです。今回の改正では、これは入っていないんですけども、これも改正されたんですか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現行の「事務室（コワーキング）」と書かれております場所は、改正後の「サテライト貸席」というところに当たります。前回、お一人が1日使えば料金1,000円となっておりますのが、今回、サテライトの貸席を、同じ時間ですが、1日お貸しした場合に1,000円というふうに、料金のほうは変更をしております。ただ、前回の「事務室」というものが今回「サテライト貸席」というふうに表記の変更をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の利用料金に関しまして、6ページですけども、これは議運でも意見を言うたと思うんですけども、部屋とか貸席の面積、広さを入れといてもらわんと、借りる人は、どのぐらいの広さか、何人ぐらいの会議やったらできるかとか、そういうことがわかりませんので、それを入れてもらったらどうかなと思うんですけども、それが1点。

それから、この料金ですけども、5ページの利用料金のところで、町長が定める額を超えない範囲で指定管理者が定めるものとするということになってはいますけれども、これは指定管理者が町長が定めた額よりも下げることはできるという意味でよろしいですか。それが2点。

それと、最後に3点目は、先ほども利用料金の件が出てはいますけれども、やはりせっかくこういういい施設をつくって移住者をふやしていこうというようなことで、交流を盛んにしようということでやっているんですから、これをやはりよく利用してもらわんとあきませんわね。建物ばかりつくって、こういう条例をつくったけれども、使用が全然あらへんというようなことになってはあきませんので、外部へのPR、それから町民へのPR、その辺をどうしていこうとされているのか。その3点をお聞きします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、部屋の大きさ等につきましては、今後、各施設の利用のパンフレットなどもつくっていきますので、その中で部屋の間取りなど面積というものを表示していきたいと

考えております。

次に、2点目、第6条、利用料金につきましては、指定管理者が定めた金額というのは、先ほど西岡議員がおっしゃったように町長が定めた額以下の利用設定も可能でございます。

最後に、3点目、各施設の利用というものは、やはりできるだけ笠置に、こういった自然の中で、人が来てもらいたい、仕事がしていただきたいということですので、近隣にあります関西の学研都市などを中心にPRを行っていきたい。その方法といたしましては、ホームページやパンフレット、そして自分で足を運んで営業ということで、こちらのほうに誘致していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

笠置町交流拠点ということで3つ今回挙げられていますが、この事業は一つ一つが独立した事業なのか、それとも3つの施設が何か相互するもので動いていく事業なのか、お伺いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回設置しました施設につきましては、やはり笠置町への移住促進、また仕事の新しい創出ということを念頭に考えております。ですので、各施設、サテライトオフィスワークスペースは、仕事をする場所、笠置町移住・定住促進プラザにつきましては、笠置町への移住を考えている方々の相談ができる場所、また町内外の方々が交流できる場所、最後に笠置町お試し交流スペースにつきましては、こういったサテライトオフィスワークスペースなどを長期間利用される方々が一定期間笠置に住んで、笠置の生活を体験していただける場所、こういった3つの施設につきましては連動しておる施設でございます。

この施設をうまく機能させながら、今、空き家がどんどんふえている笠置町の空き家対策、また人口が減っております移住・定住促進の事業につなげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ならば、そういうシミュレーションはなされているんでしょうか。例えば、サテライトを使い、定住プラザを使い、交流スペースを使う。どういう人が利用して、そこにどういうふうな集いがある、どういうふうなことがあれば移住につながるというシミュレーションはあって今の返答があるのか、お聞かせいただきたい。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、まず移住をされる方は、笠置町がどういうふうなまちか、やはりまちの人々との交流が一つ重要だと考えております。

まず、場所としてのサテライトオフィスワークスペースの提供、そこに来た方々が、次に移住・定住促進プラザのほうで、町内外の方々が集える場所の提供を考えております。具体的には、建物1階を交流スペースと考えておりまして、地元で今現在活躍されていますまちづくり団体の方々などを中心に、そういった笠置町に来られた方々との会話を深めながら、笠置町の移住促進、また創業のほうにつなげていくように、交流をしていく場所というふうに考えております。

次に、お試し交流スペースにつきましては、笠置町に移住・定住を考えようといたしましても短期間ではわからないと考えております。やはり1週間、2週間なりの生活をしていただく。そのためにお試し交流スペース、要は住む場所、生活の場所というふうに、この3つの施設それぞれの機能を分けながらシミュレーションをしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） そういうシミュレーションがなされているということは理解できますけれども、いかんせん東部区、南部区と、この施設が分かれており、なかなか動線を描くのが難しいかと思われるんです。

なおかつ、一定期間まちでの就業及び生活を体験できると。笠置には基幹産業、基盤産業が今どこにあるのか、僕にはちょっと見当がつかないぐらいのところにあります。その辺を明確にできないのに、交流まではいいと思います。本当に移住者を求められるのか、その辺は、基盤産業をどういうふうに企画観光課として位置づけ、考えておられるのかはお聞きしたい。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置の基幹産業、農業、林業など、なかなか現在のほうは難しいかと思いますが、近年、アウトドアを中心に、笠置のほうはもともとの観光産業が活発であったと思います。今回、「笠置ROCK!」の制作を主にどんどんボルダリングを中心としたアウトドアの産業が活発になってきております。こういった新しい今までにないアウトドア産業というものも念頭にしていきながら、今後、笠置町のまちづくりにつなげていきたいというふうに考えており

ます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

先ほどちょっと漏れたんですけども、6 ページのお試し交流スペース、これは先ほど1 週間程度は宿泊してほしいということなんですけれども、人は関係なしで、1 人でも2 人でも3 人でも、この金額は1 万5, 000 円ということでやっていくということですか。

ちょっと試しにお試し住宅で住んでみるというのに、1 週間というたら、なかなか来にくいんじゃないかなと思うんですけども、1 週間という縛りをかけやんとあかんのかどうか。その辺のちょっと意見を聞きたいんですけど。

それと、もう1 点、今ちょっと話が出ていましたけれども、指定管理者でやっていくということなんですけれども、これは3 カ所とも同じ指定管理者が指定管理するのか、別々になるのか、その辺は、わかっていたら教えてください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1 点目、料金のことにつきましてですが、こちらのほうは建物ですので、1 棟貸しというふうに考えております。1 週間1 万5, 000 円という金額を設定しておりますが、それが例えば2 週間、3 週間、もっと短期間の場合には、この1 週間1 万5, 000 円を基本にいたしまして単価計算をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、2 点目、同一の指定管理者が行うのかという御質問につきましてですが、今回の施設につきましては、やはり移住・定住ということを念頭に考えておりますので、指定管理者が請け負ってもらえるのであれば、同一の指定管理者がそれぞれの各施設をうまく移住・定住に結びつける一つの考えを持ちながら運営させていただくというふうに考えております。

以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7 番（松本俊清君） ちょっと今のこれとはまた変わるんですが、いろいろ先ほども言いましたように訂正が朝が出されたということなんです、結果はそれでいいんですけども。ここで、ちょっと条例について、または提出される資料について、お願いしたいと思います。

今、今回は20 から22 という資料の中に、これは条例の改正なんです、提出されているのは。そうすると、この資料において、各課所提出される資料に対して検視されたのか、また、記入されている方法が各課によって違うんです。だから、文面、様式が行政として統一

できないのか。こういう点、特に条例について、または提出される資料について、十分なチェック体制をとって提出してもらいたいと思います。

あくまでも出されるのは公文書ですので、これは町条例に載ってくる文章ですから、吟味してお願いしたいと思います。そういう点をお願いして質問は終わります。要望と同じです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、松本議員が言っていただきました内容ですけれども、総務財政課として最終、確認すべき点があったかと思います。今回の御指摘を踏まえまして、次回からは新旧対照表等をチェックした中で統一した形で出させていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第22号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第22号、笠置町交流拠点施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第23、議案第23号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第23号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額13億6,800万円に歳入歳出それぞれ3,114万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,914万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費では地方創生推進交付金の事業費1,500万円、民生費では臨時福祉給付金にかかわる事業費として76万7,000円、教育費で笠置山景観保全事業として総額330万2,000円などを計上しております。

歳入は、国庫支出金が1,057万6,000円、府支出金が48万2,000円などで、財源不足分は基金からの繰入金1,000万円を充当しております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第23号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について、説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

7ページの歳入から説明させていただきます。

まず、12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料といたしまして30万円増額しております。これは、先ほど議案で可決いただきましたサテライトオフィスの使用料等の30万円を計上させていただいております。

続きまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、こちらは国庫補助金で1,057万6,000円増額としております。総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金事業に係る補助金2分の1の750万円を計上しております。民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業に係ります事業補助金と事務費の補助金に対しまして76万6,000円を計上させていただいております。教育費国庫補助金は231万円皆増となっております。文化財補助費といたしまして、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業として231万円、これは笠置山の整備景観保全事業に対する補助金となっております。

続きまして、14款府支出金、2項の府補助金で47万円を増額しております。総務費の府補助金で、お茶の京都市町村支援強化事業といたしまして、町で行いました事業に対する2分の1の補助金47万円を増額させていただいております。同じく、府支出金で、3項委託金では1万2,000円の増額となっておりますが、これは総務費委託金の中の統計調査費の交付金が決定されましたので、それに伴いまして今年度実施されますそれぞれの統計事業につきまして増減調整をさせていただいております。

17款繰入金、1項基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,000万円増額をさせていただきました。これは、本年度の事業費に係る歳入不足分を補うための繰入金として計上いたしております。

18款繰越金、1項繰越金の前年度繰越金といたしましては778万6,000円、現時点で見込んでおります。

19款諸収入におきましては、雑入で200万円、これは地方創生に向けて地域活性化センターから「がんばる地域」応援事業といたしまして200万円の補助金があるものでございます。

歳入のほうは、以上となります。

続きまして、9ページ以降の歳出について説明させていただきます。

まず、2款総務費、1項総務管理費で、1目一般管理費におきましては、共済費といたしまして社会保険料を上げております。以降に出てきております社会保険料につきましては、本年度から臨時職員に係ります社会保険料が1週間当たりの勤務20時間以上の臨時職員も加入対象となりましたので、それぞれの費目で対象者数に合わせて増額をさせていただいております。以降の社会保険につきましては、省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、14節使用料、パソコンリース料ですが、こちらは昨年度から取り組んでおりますセキュリティの向上のため、旧のパソコン、職員が使っておりますパソコンの台数の入れかえとなっております、その増額分の38万9,000円を計上させていただきました。

19節負担金につきましては4万5,000円の増額となっておりますが、地方公共団体情報システムへの負担金となっております。これもセキュリティ向上であったり、町の情報化システムの機能の窓口となっております団体への負担金となっております。

続きまして、6目企画費のうち、総務財政課で所管しているもののみ説明させていただきます。

まず、職員手当166万円、旅費の費用弁償のうちの15万円、需用費の中での消耗品費や燃料費のうち13万円、また、次ページにわたりますけれども、備品購入費の業務用備品としての38万円ですが、こちらは5月から地域おこし協力隊を町のほうで任用いたします。当初予算には1名の任用の経費、活動費等を上げさせていただきましたが、町としては2名任用をいたしましたので、人件費とその活動費に係る総額297万6,000円を

増額させていただきました。また、同じ企画費の中で、4月からスマイルセンターのほうに相楽東部未来づくりセンターを設置いたしまして、そちらで勤務しております職員の研修に係る旅費、また事務消耗品費といたしまして、旅費のほうでは11万円、また需用費のほうでは消耗品費、燃料費で総額14万円を計上させていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、7目の交通安全対策費、こちらは11万円を増額しておりますが、啓発事業に係る資材購入のための経費となっております。

8目防災諸費で197万8,000円増額させていただいております。備品購入費は戸別受信機10台分、各戸の更新に充てる防災無線機を更新するための経費でございます。需用費、修繕費と消耗品費につきましては、屋外局のバッテリーの交換であったり、東部地区のスピーカーの修繕等に充てるために計上させていただいております。

10ページ下段の統計調査費ですが、歳入のほうでも説明させていただきましたように、それぞれ交付決定がございましたので、費目に合わせて予算計上をさせていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして12ページです。

12ページ下段、9款教育費、5項文化財保存費といたしまして330万2,000円計上させていただいております。これは、歳入のほうにも2分の1国からの補助金をいただきまして、史跡名勝笠置山のナラ枯れによる木の伐採とその倒木の除去に充てる事業費となっております。笠置山景観保全事業といたしまして工事請負費、それに係ります調査費の委託、事務費として計上させていただいております。この経費につきましては、笠置町が管理団体となっております関係上、笠置町に対して国から交付決定がされましたので、今回予算計上を町のほうでさせていただきました。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 続きまして、企画観光課が所管いたします歳出予算の説明をさせていただきます。

まず、9ページ上段をお願いいたします。

1款総務費、総務管理費、1目一般管理費、需用費、修繕料で15万5,000円計上させていただいております。内容につきましては、経年劣化によります循環バスのタイヤ交換費用でございます。

続きまして、総務費、総務管理費、企画費、あと報償費、9節旅費、11節需用費、

12節役務費、18節備品購入費の各費目の中に、先ほど前田総務財政課長からお話がありましたように、一般社団法人地域活性化センターからアドバイザーの助言を受けまして実施いたします平成29年度地方創生に向けて「がんばる地域」応援事業に係る費用が含まれておりますので、各費目の中で順次御説明をさせていただきます。

こちらの事業につきましては、昨年度整備いたしました東部区にございますサテライトオフィス敷地内にごございます建物を主に地域住民の方々が使える場所として整備し、交流の場として活用することを目的としております。

なお、こちらの事業の負担割合につきましては、地域活性化センター補助率10分の10の事業でございます。

それでは、こちらの事業の予算も含みながら、8節報償費より順次御説明をさせていただきます。

まず、8節報償費14万円を計上させていただいております。内容につきましては、「がんばる地域」応援事業で計画しております講師の謝金でございます。

続きまして、9節費用弁償に、「がんばる地域」応援事業のアドバイザー職員の旅費といたしまして10万円を計上させていただいております。同じく、11節需用費につきましては、「がんばる地域」応援事業の活動に係るサロン実施材料費、また消耗品費、広報費等の費用46万円を計上させていただいております。

同じく、11節需用費、修繕料に105万8,000円を計上させていただいております。内容につきましては、サテライトオフィス内の誘導灯の設置に係る電気配線等の改修費に5万8,000円、また「がんばる地域」応援事業の活動拠点といたします建物の内装の修繕、機能の修繕に係る費用といたしまして100万円を計上させていただいております。

続きまして、12節役務費5万円を計上させていただいております。内容につきましては、郵送等に係る通信運搬費を計上させていただいております。

続きまして、13節委託料1,619万5,000円を計上させていただいております。内容につきましては、笠置サテライトオフィスワークスペース、笠置町移住・定住促進プラザ、笠置町お試し交流スペースの各3施設に設置いたしました浄化槽の維持管理費といたしまして、1施設8万5,000円、合計3拠点で25万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、アウトドア観光プロモーション委託94万円でございますが、こちらの事業につきましては、先日、常任委員会のほうで御説明をさせていただきました、東京都昭島市

のほうで行われましたアウトドアビレッジモリパークと申しますスポーツ庁後援のアウトドアイベントの出展に係る費用でございます。

続きまして、木津川河川敷モデル体験企画事業委託700万円を計上させていただいております。近年、ボルダリングを初め、カヌー、キャンプ、ハイキングなどでにぎわいを見せております木津川河川敷の新たな活用計画といたしまして、昨年度から続けております地方創生推進交付金を活用いたしまして、モデル的にアウトドア体験を実施企画する費用でございます。

続きまして、ページ変わりました、10ページ上段をお願いいたします。

10ページ上段、インバウンド消費戦略事業委託800万円を計上させていただいております。先ほど御説明させていただきました木津川河川敷モデル体験企画への参加を初め、地元笠置町の方々とともに、笠置町の観光資源を実感していただき、新たなアウトドア観光商品の造成を念頭に、京都市内の留学生の方々にも御協力をいただきながら事業に取り組むための費用でございます。

続きまして、18節備品購入費の施設備品購入費といたしまして80万円を計上させていただいております。内容につきましては、「がんばる地域」応援事業の活動拠点に整備いたします事務用備品30万円及びサテライトオフィスワークスペース内の事務用の机、椅子などの備品購入に50万円、合計80万円を計上させていただいております。

続きまして、12ページ上段、1款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金補助及び交付金に100万円を計上させていただいております。内容につきましては、商工会が実施主体として実施されますプレミアム商品券発行支援事業費としまして、地域経済活性化を図るため、商店街等が行うプレミアム商品券の発行に対しての支援ということで、発行金額に対しますプレミアムの付加費の分60万円の3分の1という額で20万円を計上させていただいております。

また、これとあわせまして、介護保険サービスを利用していない高齢者の方やその家族の長年にわたる健康維持の努力や家族介護の負担に報いるとともに、あわせて地域の活性化を図ることから、介護保険料の一部を返戻する目的で商店街が発行いたしますプレミアム商品券を対象に京都府から交付されます介護保険返戻地域活性化事業も、この中に含まれております。

同じく、商工会補助金（特別分）といたしまして80万円を計上させていただいております。内容につきましては、商工会が実施主体として実施されます経営発達支援事業を伴走型

により町が支援を行うということで80万円を計上させていただいております。

最後に、観光費、19節負担金補助及び交付金に20万円を計上させていただいております。内容につきましては、今年度ターゲットイヤーでございますお茶の京都事業に関しまして、京都府に対する分担金ということで20万円を計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算につきまして、御説明申し上げます。

ページは11ページ中段以降になります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の中でございます。臨時福祉給付金事業をこの5月31日をもちまして無事終了することができました。当初予算180人を見込んでおりましたが、実績が上回るということで、今回1万5,000円掛ける50人分を補正予算計上させていただいたところでございます。この場をおかりしまして、関係者の皆様にお世話になりましたことをお礼申し上げます。

それと、次の下段でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費のほうで修繕料を上げております21万2,000円につきましては、スマイルセンターの合併処理浄化槽のプロアーを緊急修理する必要が生じたので、計上させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時05分

再 開 午後1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中良三です。

12ページの教育費の中で、工事請負費で笠置山景観保全事業というので282万3,000円上がっています。これは私、たしか昨年の9月議会でナラ枯れ病で聞いたら、平成25年のときに補助金を使って見積もりをとったら、金額に差があったさかいにやめましたという話を聞いたんですけれども、この282万3,000円で今度は笠置山のナラ枯れが全域できるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、平成25年とおっしゃったのは、多分、建設産業課からの答弁のことであったかと思
います。

今回は、史跡名勝笠置山という文化庁の事業で、笠置山地域の周辺の伐採をするというこ
とで、面積というところまではまだ出ていないんですけれども、支障木の除去等で大体
30本程度の数値が上がっております。まだこちらは京都府の文化財保護課のほうで調査を
されて、その本数が出ているということで、面積的にどのということではなく、大体
30本程度の伐採除去という数字で聞いております。ですので、多分全部になるかどうかと
いうところではないかと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

9ページ、13節委託料、アウトドア観光プロモーション委託、これは、この前の昭島の
ことですが、町としてはどういう成果があったか、お答えいただけますか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

この10日土曜日、11日日曜日にかけて、東京昭島市にございますアウトドアの専
門施設アウトドアビレッジのほうで、スポーツ庁が後援いたしますイベントのほうに「笠置
ROCK！」を主に宣伝しながら、またボルダリングを中心としたアウトドアができる町笠
置町ということをしてPRしてきました。各ブース、スポーツ庁の横にテントを備えつけす
ることができまして、かなりの方々に来ていただきまして、笠置町のPRをできたと思っ
ております。

また、続きまして舞台壇上で、笠置町、スポーツ庁、映画会社の方々のトークセッション
におきまして、全国に笠置町という名前、またアウトドアができるまちが笠置町であるとい
うことを発信できたということが、大きな成果だと思います。

それに今回の事業につきましては、何より住民の方々が主になって準備をしていただけた
ということで、行政だけでなく住民の方々の力によって、このイベントが支えていただけた
ということも、一つ大きな成果だと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

それに関連して、今後、町として、ある程度方針は持たれているのでしょうか。予算とか、方向性についてちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のイベントが大きな風となって笠置町に吹いてきたと思っております。この波に乗れるように、そしてまた2020年東京オリンピックでボルダリングの競技が開催される。その後、またマスターズというところで、笠置町としましては、できればボルダリングなどを外岩が使える自然の岩で、そういったアウトドアができる町ということを念頭に置いて、単なるスポーツ場所じゃなくて、そういうようなスポーツをすることによって、外国人の方々、日本人の方々もこの笠置町にお越しいただけるというふうに考えておりますので、単なるボルダリングだけじゃなくて、カヌーもできます、トレッキングもある、ゴルフもある、いろんな要素が、この京阪神からの近距離でできる町であるということを今後もPRしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと単純な質問をします。

10ページの備品購入費、戸別受信機先の説明では何か更新とかでこれだけ要りますという説明やったと思うんですけども、この更新とかいうのは、計画的に何年たったらとか一応決めておられると思うんですけども、どこか悪くなったやつを修理して買いかえたというのか、あるいは何台か定期的に更新したというのか、これはどちらなんですか。

それと、同じことは、先ほど9ページで一般管理費の需用費で、何かバスのタイヤを修理したとかいう話が出ていますけれども、これも4輪とも交換したのか、あるいは悪くなった1輪だけを修繕したのか。その辺の保守管理の問題も加えて説明してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、西岡議員の御質問で、防災諸費における備品購入費、戸別受信機のほうですけれども、これは10台分となっております。議員からもお言葉がありましたように、ふぐあいが生じたところの交換に当てております。古い機械でしたらアナログ対応だけしかしていないものもありますし、今現在、庁舎からの放送については、アナログでもデジタルでも受信ができるようになっております。今後、アナログだけの機械というのは、もう台数も減ってきては

いるんですけれども、まだ半分近く戸別受信機もございますので、そのふぐあいが出たときに交換をしている。そのための10台分をさらに確保しておきたいということで上げさせていただきます。

当初予算のほうでも一応20台分ということで上げてはいるんですけれども、昨年度末ぐらいから、かなり交換が頻繁に出ております。ことし4月以降も、発注はかけていても、なかなか笠置町に合わせた機械ということになりますので、納品も遅くなるということもありまして、10台早いうちから発注して、これから年度末までの交換用の台数として確保したいということで上げさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君）　タイヤは。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君）　はい、すみません。

それから、タイヤのほうですけれども、今回については企画観光課のほうで持っております循環バスのタイヤ交換になっています。4本ともに今回はしております。計画的にといいますか、車検の前であったり、運転手さんが、タイヤの状態が悪ければ交換ということなんですけれども、一応、当初予算のほうでも何台か分は確保しておりましたが、循環バスについては、かなり使用の頻度がありますので、今回、乗っていただく住民の方の安全もございまして、補正予算に上げさせていただきます、次に対応させていただくということで計上させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君）　西岡君。

1番（西岡良祐君）　西岡です。

タイヤの件については、これは日常点検か、多分やっておられると思うんですけれども、だから点検表とかそういうものはちゃんとつくってやっておられるのか。これは安全上の問題ですので、運転手に言われたからかえるというようなことじゃなしに、車両管理者がおるやろう、誰がなっているのか知らんけれども、その人が全車両は、同じことなんですけれども、そういう管理をちゃんとしてもらって、減ってきたからかえるとかじゃなしに、日常点検もちゃんとやって、そういうところで安全を図っていくようにしていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君）　答弁。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君）　失礼いたします。

車両の整備につきましては、循環バスのほうは、もちろん運転手さんが毎日整備点検されていますし、総務財政課で管理しております貸し出し用のバスについても、乗る前、乗った後、運転手さんのほうで整備表を書いていただいております。それは、貸し出しのバスにつ

きましては、鍵をお貸しするときにファイルを渡させていただいて、返ってきたら、またそれをチェックするというのをさせていただいております。

各課で管理している公用車につきましては、各課で車両点検してくださいというお願いもしておりますので、今後は、またそれも徹底させていただいて、タイヤ交換もそうですし、オイル交換、日々の整備については、きちっとやっていただくように、また通知をさせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

10ページ、企画の備品購入費、施設備品80万の中に、サテライトオフィスの机、備品があったかと思うんですけれども、なぜサテライトオフィスだけ備品購入費がつくのか。以前あった駅舎利用に関しては、そういう備品等のお金はなかったかと思えます。例えばの話ですけれども、駅舎にカフェをすると。そのカフェをするときに少しでもこういう手だてがあったら今の状況は生まれなかったのではないのか。カフェをすることがわかっているならば、例えばこういうカフェがほしい、このまちにこういうおいしいパン屋さんがあれば幸せなまちになるみたいなことで募集をかければ、今の状況は生まれなかったのではないか。なぜサテライトオフィスに施設備品購入費がついて、なぜ駅舎には何の手だてもなされなかったのか、その差別化、区別化は何なのか、お聞かせ願いたい。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

サテライトオフィスは、そのまま来ていただいて、すぐに仕事ができる事務的なスペースということなので、もう定型的なといいますか、パターンが決まっているということで、あらかじめデスクでありますとかチェアというものを用意して、できるだけ早く作業に入ってもらえるような、そういうスペースとして提供したいというふうに思っております。

それから、駅舎のことをございますけれども、駅舎は基本的にテナントということで、どういった方が、どういった内容で入ってきていただくのか、公募をする段階まで正直わからないというところがございます。したがって、とりあえずスペースを用意させていただいて、その後、どんなふうに計画されるのかお聞きしながら、基本的には御自身で什器備品類を御用意いただくわけですけれども、場合によっては既存の備品類等で使用しないものがあれば、そういう協力もさせていただくことはやぶさかじゃないということで対応させていただきます。

ただ、現在、駅舎に関しましては、飲食だけではなく多様な業種の方に入っていただけるよう大変間口を広げておりますので、とりあえず意向調査といたしますか、そういったものを受けとめ、そこからヒアリングさせていただいて入居者を決めていくということで、まちづくり会社のほうで取り組んでいただいているという状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

いろいろな検討をなされた上で、事業を確実に行ってほしいなと思う次第ではあります。

続いて、ページをめくりまして、9ページの木津川河川敷モデル体験企画事業委託ですか、木津川河川敷モデル体験事業700万円の内容説明をお聞きしたいと思います。何に使う内訳なのか。河川敷とはありますが、範囲はどこまでの範囲を指すのか。白砂川下流領域か、上流領域か。国交省関係なのか、占用許可をいただけるものなのか。どういった方針で進めていかれるのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度、木津川河川敷の活用のモデル事業といたしまして、数々の案を練りました。その中で、範囲といたしましては、木津川笠置大橋の上流、下流一帯的に考えております。現在、下流側はキャンプ場、上流側はカヌー、アウトドア、ボルダリングといったところでございますが、その河川敷を一帯的に活用する方策、そのことが笠置町の観光につながるというふうに考えております。

この事業につきましては、ことしの当初、木津川上流淀川河川事務所のほうに現在考えている考えというものを御説明に上がりました。そのときは、大まかな、笠置町として河川敷を今後使っていきたい、河川敷ににぎわいを持たせたいというあたりの話でございましたが、そちらの内容につきましては、平成23年に河川法も変わったということですので、以前のような厳しい縛りはないと。でも、していくのであれば、関係者、市町村、国交省、ダム関係者、数々の方々と一体的に今後の新しい方策を考えていきなさいというふうに話をもらいました。

これを受けまして、今年度、一つは今の河川敷の上流側のアクティビティな体験ができる場所というところの新しい事業について、今、具体的には、まだこれといったものはございませんが、モデル的に実施をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ということは、700万円の内訳は、まだ決まっていないという認識でよろしいでしょうか。

続きますして、インバウンド消費戦略委託800万円の内容、内訳もお聞きしたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

インバウンドにつきましては、近年、河川敷のほうでも、私も見ておりましたが、キャンプに来られる方、自転車に乗る方、徐々にふえてきているというふうに思っております。

先ほどもお話し申しましたように、アウトドアを一つの事業とすることによりまして、京都、また奈良のほうにたくさん来ておられます外国人の観光客を笠置に呼び込める一つの大きな力をこのアウトドアは持っていると思っております。

具体的なことですが、今、京都のほうに国際交流センターなどがございますので、そういった留学生の方々に御協力を得ながら、笠置町の今あるアウトドアの事業を体験していただきながら、何か今後インバウンドの誘客につながるようなことにつなげていければいいと思っております。

予算の内容につきましては、申しわけございません、先ほどと同じように詳細な内訳等はまだ決まっておりますが、今後、この事業につきましては、内容を精査しながら、笠置町に今来られる以上の方々を誘致したいという思いで事業を進めさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

ということは、木津川河川敷モデル体験とこのインバウンド事業は一つの事業というふうな認識で考えていても大丈夫だということですね。関連性のある事業だと。

というのは、笠置というのは、きっと笠置山と河川が観光でいつも着目されているのではないかと思います。過去にもこういった調査がなされていないか、過去にこういう掘り起こしをしている資料がないのか、そこで精査しながら、そこで使った経費を今この1,500万と合わせて、より一層企画を練っていただいて、たくさんの方が笠置に来て喜んでいただけるような事業や仕組みをつくっていただきたい。

あとは、こうやって大きいお金が動くときには、いかんせん外に笠置から出るお金が流出

し過ぎるような節が僕には感じられる。というのは、今現在、笠置の若い子たちにいろんな事業が見えていない。この事業が若い子たちに見えないことには、この1,500万が未来への投資にはならないんですよ。この1,500万の使い道が、僕たちの1つ下、2つ下、10歳下、20歳下の若い子たちにどういう意味があるのか。僕たちの頑張った行く末はこういう未来が描けるんだよというお金にしていってもらわなければ、これは企画と呼べないと思うんです。事業と呼べないと思うんです。そういう思いを皆が持てるような企画を練っていただきたい。これで終わります。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

6番（坂本英人君） いいです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど、一番当初、田中議員が質問しました工事請負費のナラ枯れ30本、これは確かに去年から山のほうを歩いていたら赤のテープで巻いております。切ったやつもあります。そういうことをやられるんだなと思うんですけども、それはそれでいいんですけども、以前から言っているように、なぜ教育費という。さっきから、この管理団体に云々とおっしゃったけど、前から、3月議会でも言いましたけれども、笠置町の例規集には、教育の中には、教育委員会、学校教育、社会教育、文化財、何も条例がないんですよ。だから議論する余地が我々はないと思うんですけどもね。なぜ教育費として上がってくるのか。その辺をもう一遍詳しく。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、確かに3月議会にも小学校に対する補助金のことで御質問をいただきました。そのときにもお答えさせていただきましたように、予算をつくる項目、費目というのがございまして、今回につきましては、文化財に関係するものですので、教育費で組ませていただいております。例規集に記載がないということではなく、財政上、一番最適であるというところに予算計上をさせていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

今回につきましては、文化庁のほうから笠置町に対して補助金の交付決定があるということです。それこそ通常でしたら、連合の教育委員会がございまして、連合のほうで予算を組み、連合の名前で交付決定を受けられて、笠置町はそれに対して事業の負担金を出すとい

うのが筋かとは思いますが、国、文化庁のほうが、管理団体に対して交付決定を行いますので、管理団体で予算計上をしてくださいという御指導がありましたので、今回は笠置町で予算計上し、交付決定も町で受けております。

事業に関しましては、もちろん京都府の文化財保護課、文化庁、連合の教育委員会の笠置分室と一緒に事業はやっていただきますが、そういう予算計上の御指導がありましたので、今回、町のほうで上げさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この件についても、私は和東の連合に行ってお聞きしました。今おっしゃったようなことなんですけれども。返答に困っておられたというか、私が一方的にしゃべって、困ったなあという言い方でされたような雰囲気でした。

だから、例えば東部にある、あれ200年前の絵図にも描いているんですけれども、薬師堂のカヤぶきが、あれも去年改修されました。あれは東部連合からの予算だと思うので、笠置町じゃなかったと思う。あの中には、東部の方は御存じだけでも、笠置の方は御存じかわかりませんが、釈迦如来立像とか重要文化財が3点、今、奈良国立博物館に、そして一体は今、仏像館で展示されております。そこには京都府南の笠置町云々とか書いております。国立博物館に行かれて、そこで笠置町の文化財がどんなものか実物を見ていただけたらと思います。

それはそれで、そういうふうに、何か条例とかがないから云々ではなしに、そういう予算の項目が、教育じゃなしに何とかありませんかね。例えば、先ほどの小学校、3月に言いましたけれども、あそこなんかは、先ほど連合と言いましたが、やっぱり福祉予算云々と、これも若干おっしゃってました。だから、そういったことで、やっぱり款項目節の予算の組み立てというのをもっと一遍しっかりとやっていただけたらと思うんです。

そうして、先ほど言いましたように3月議会でも言っていますけれども、きょうは共産党の向出君が全然発言しないので、向出君の宣伝にしておきますけれども、この3月号で、今言いました小学校の給食費と修学旅行費が無料にと、何か共産党の方が、私が通したというようなことが若干書かれます。それはここで申していいのかわかりませんが、そういうことが書かれております。それはそれとして、今、政治に対する行政のそんたくが問題となっております。森本学園なり、加計学園。そんたくも私はあってもいいんです。そんたくとは辞書で、見ると、他人の気持ちを推しはかることと書いております。だから、

行政の自由裁量というのはある程度あっていてもいいんですけれども、大切なのは違法性があることはしてはいけない。そして、理屈が通らないことはしてはいけない。この2点だと思っんです。だから、これは民間会社でも、どこの社会でもそうだと思っんですけれども、やはり大切なのは、違法性があることはしてはいけない、理屈が通らないことはしてはいけない。今回これが理屈に通るか私はわかりませんけれども、そういったことをかみ踏まえて、もう3月からずっと教育費、教育費と出ているから、できれば次からこういうことのないように、何とか予算の計上のやり方を工夫していただければありがたいと思っんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、大倉議員がおっしゃった内容ですけれども、違法性があるとは全く思っっておりません。財政上一番最適なところが教育費で、文化財保存費に関しては教育費、小学校に係るものであるので教育費、そういうことで上げております。

財政担当課といたしましても、担当者のほうとも相談いたしまして、教育費で上げさせていただきます。これに関して、違法ということは全く思っっておりませんし、違法ではないと感じておりますので、御了解いただきたいと思っんです。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いや、違法があるとかは言っっていないです。一般論としてこういうことですよということ言っっているんです。これに関して違法があるとは言っっていない。大切なのは、そういうそんなくということは、だから自由裁量が行政にもあると言っっているんですよ。だから、大切なのは、この2点がないようにしてもらいたいというだけの話です。違法があるからどうのこうのと言っっていない。

私は、伐採は笠置の観光のためにもそれはやってもらえたらいいなと思っんですけれども、ちょっと取り違えんといってください。何もそんなことは一切言っっていないので。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

5番（大倉 博君） いや、もういい。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど坂本議員からも指摘があったように、サテライトオフィスに対しては、椅子、チェアの購入費がついたということなんですけれども、先ほどの答弁では、形態が違うというこ

とで、商業施設ということと事務所、オフィスということでは違いがあるというふうには思うんです。しかし、取り組んでいる事業というのは、地方創生ということで、町の活性化だったり、にぎわいをつくっていくということですから、一方にはお金を出して、一方には何の配慮もないというのは、なかなかやり方としてはどうなのかなというふうを感じるんですけれども、その点について、今後この地方創生を進めていく上でも、そうしたことに十分配慮をいただきたいなと思っています。

例えば、オフィスのほうも、入っていただく方に机を出していただくというやり方もあるとは思いますが、ただ、そうではなくて、早く仕事をしてもらうようにということで、するというものですから、同じように商業施設についても、4月当初から本来やるものが現実にはまだ入っていないという中で、やはり何らかの入っていただく方への配慮なり、補助なり、援助というものを考えていくべきではないのでしょうかというふうに思うんですけれども、その点について御認識をお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の質問にお答えをいたします。

地方創生を進めていく姿勢としては、町の外部から多様な力というものを町の中に積極的に誘導していく。それが大変、地方創生にとって、この笠置というまちでは、大事なかなというふうに認識をしております。

現在、進めておりますサテライトオフィスでございますけれども、先ほど申し上げましたように、比較的使っていただく内容が、パターンが決まっているという言い方は悪いんですけれども、事務的なスペースとして使っていただく以上、できるだけ早くオフィスに入ってきていただきたいと。ただし、机と椅子を用意しただけで済むというわけではなく、パソコンやプリンターといったものは、それぞれの入居者が当然自分たちに合ったものを用意されます。その辺まで、我々が、こうしなさい、あしなさいということは言えませんので、必要最低限の環境を提供させていただいて、その上で、あとはそれぞれ入居いただく方、利用いただく方々の自由にある程度お任せしようというふうに考えているところでございます。

テナントに関しましては、いろいろ商業形態が多様でございますので、一律的にこういった御支援ができるということというのは実はございません。ただ、町としての立場とはまた別に、商工会でありますとか、観光笠置でありますとか、関連する団体と連携をとりながら、例えば商工会のほうでは多様な支援メニューも用意されておられます。全国レベルでも京都府レベルでも創業、開業に関する支援メニューも用意されておられます。そういったも

のをできるだけ情報提供させていただくなり、その支援メニューが使いやすい形になるように商工会とも連携させていただきながら、早くテナントで開業いただけるよう御支援をさせていただきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

言われるように形態が違うということもありますから、そういうことはわかるんですけども、事業を前後してでも、一方では机、椅子等用意をしてしっかり対応していくということをした以上、やはり商業施設についてもしっかりと同じように何らかの補助というものなり、援助なりは考えていただくということが、行政としての公平性という点でも、支援対策としても筋が通っているのではないかなというふうに思うんです。今すぐ対応はできないとしても、今後、駅舎のことも含めまして、地方創生の事業をやっていく上では、そうした視点、そういう意識で取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

サテライトオフィスの備品についてなんですけれども、ネット環境というのはどういうふうな対応になっているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（小林慶純君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、サテライトオフィスにつきましては、町が引いております高度情報ネットワーク、その施設を各部屋に有線LANケーブルで御用意をさせていただいております。建物全般的な部分につきましては、無線LANを飛ばすように無線LANの機械も今設置しております。以上が今の現在の環境でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ネット環境、まちのものを引いているというのは、ベターでいいのかなとは思いますが、いかんせん余り使いにくいというのが現状ではあります。僕個人の家庭の話ですけれども、町のインターネットは引いておりません。フリーWi-Fiを使っております。というのも、引っ張るのにお金が高いとか、個人では室が多いので、うちの場合は定額のフリーWi-Fiを使っております。ですから、町がそこまで準備しているのであれば問題はないかと思うんですけれども、情報社会において一分一秒を争うこともありますし、それこそフリーWi-Fi、外に飛鳥区に行きながら仕事ができるとか、そういうビジョン

が描けるように、多方面にわたるそういうツールを使えるようなイメージも持っていただきたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第23号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第23号、平成29年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は6月21日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時40分